

◎新潟県訓令第3号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員研修規程（平成元年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から実施する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(研修の種類)</p> <p>第5条 研修の種類は、職場研修、研修所研修、<u>政策形成研修、専門研修、派遣研修、特別研修及び自己啓発支援とする。</u></p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(政策形成研修)</u></p> <p>第8条 <u>政策形成研修は、政策を形成する能力の養成及び強化を図るため、別に定めるところにより実施するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(専門研修)</p> <p>第9条 (略)</p> <p><u>2 部長は、専門研修のうち、部局の業務の遂行に必要な知識、技能等を習得させるためのもの(以下「部局別研修」という。)を企画し、実施するものとする。</u></p> <p><u>3 部局別研修は、他の研修との整合性に配慮し、実施しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(特別研修)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(研修運営委員会)</u></p> <p>第5条 <u>研修相互の有機的な連携と研修の効果的な推進を図るため、新潟県職員研修運営委員会を置く。</u></p> <p><u>2 新潟県職員研修運営委員会の組織その他の必要事項は、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(研修の種類)</p> <p>第6条 研修の種類は、職場研修、研修所研修、専門研修、派遣研修、<u>部局研修及び自己啓発支援とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する研修のほか、必要があると認めるときは、別に定める研修を行うものとする。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(専門研修)</p> <p>第9条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(部局研修)</p>

第11条 特別研修は、第7条から前条までに規定する研修のほか、必要があると認める場合に、別に定めるところにより実施するものとする。

(研修実施計画)

第13条 所長は、毎年度の研修所研修について、総務管理部長と協議の上、実施計画を作成しなければならない。

2 (略)

第11条 部局研修は、部局の業務の遂行に必要な知識、技能等を習得させるため、当該部局長が企画し、実施するものとする。

2 部局研修は、他の研修との整合性に配慮し、実施しなければならない。

(研修実施計画)

第13条 所長は、毎年度の研修所研修について、総務管理部長と協議の上、実施計画を作成し、所属長に通知しなければならない。

2 (略)